

福利

Vol.
310
2024年
1月

ひろしま

公立学校共済組合広島支部
一般財団法人 広島県教育職員互助組合
〒730-8514 広島市中区基町9番42号
広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課内



Contents.

目次

<共済組合>

- 退職予定者に対する福利厚生制度等の説明について・・・2
- こんなときどうする？退職するとき（短期給付編）・・・3
- 公務員共済の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方へ・・・4
- 1月から3月の入学に係る教育貸付けの申込み締切の特例・・・5
- 「健康づくり宣言」に参加されている皆様へ・・・6
- 公立学校共済組合中国中央病院の心理専門職からひとこと・・・6
- 芸術・文化鑑賞招待・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- RIZAP コラム ～正しい栄養バランスとカロリー～・・・8

<互助組合>

- 互助組合の退会手続きはどうするの？・・・・・・・・・・9～12

共済組合ホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/>



互助組合ホームページ

<http://www.gojo.or.jp/>



年5回ホームページに掲載 7月・9月・11月・1月・3月

特集号 4月冊子発行 ホームページにも掲載

退職予定者に対する福利厚生制度等の説明について

令和5年度末退職予定者に対する福利厚生制度等の説明資料を次のとおり掲載しましたので、御活用ください。

[掲載場所]

[公立学校共済組合広島支部ホームページ](#)

[トップページ](#)>[こんなときガイド](#)>[退職するとき](#)

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/kyosai/kumiai/r5taisayoku1/index.html>

[掲載内容]

○退職後の医療保険制度

退職後に加入する医療保険制度の種類や、現在お持ちの組合員証等の取扱いについて説明しています。

○任意継続組合員制度

任意継続組合員制度について、「資格・短期給付編」と「掛金編」に分けて説明しています。「資格・短期給付編」においては、加入から資格喪失までの流れや手続、被扶養者の認定・取消、受けられる給付等の概要を説明しています。「掛金編」においては、任意継続掛金の概要や算定方法、払込方法等について説明しています。

○退職後の年金制度

退職後の年金制度の仕組みや、加入する公的年金制度、年金の請求手続等について説明しています。退職者全員に御提出いただく書類「退職届書」の記入要領についても説明しています。

○退職後の福祉事業・その他手続

「退職後に公立学校共済組合等の宿泊施設を利用する場合」等の、退職後に御利用いただける福祉事業手続や、「貸付金の未償還金」、「住宅貸付け・教育貸付けの団信制度」等に係る手続について説明しています。

○互助組合関係

広島県教育職員互助組合に加入されている方向けの説明です。退職時給付金等の手続や退職後の互助制度、退職後に有期職員（再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員）となられる方の互助組合の加入等について説明しています。

○退職手当

退職時に支給される退職手当について、支給要件や支給額の計算方法、控除される税金等について説明しています。



こんなときどうする？ 退職するとき（短期給付編）

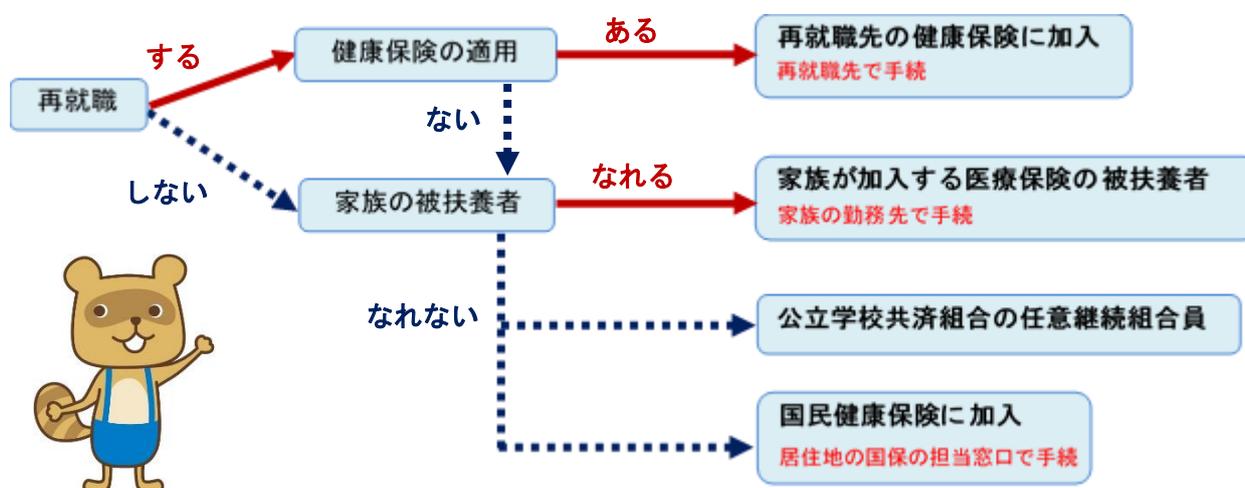
Q 退職した後、医療保険はどうなりますか？

A 退職すると、組合員資格を喪失するため、現在お使いの組合員証及び被扶養者証は使用できません。

退職した日の翌日以降に、組合員証や被扶養者証等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくことになりますので、注意してください。

定年退職後、再任用フルタイム職員等として1日も空けずに再び公立学校共済組合の組合員の資格を取得する場合でも、再度の手続の上、新しい組合員証等が交付されます。

退職後は、次の4つの保険制度のいずれかに必ず加入することになります。下図を参考に手続を行ってください。



Q 任意継続組合員とはどんな制度ですか？

A 任意継続組合員は、退職後最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度です。

●加入資格

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方

●加入手続

退職の日から20日以内（広島支部必着）に「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を不備がない状態で提出してください。

「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」は広島支部ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/yousikininkei/index.html>

●被扶養者に係る手続

現職時に被扶養者として認定されていた方は、引き続き認定できますので、原則手続不要です。

ただし、子が被扶養者の場合で退職後に組合員より配偶者の収入が多くなる場合は、継続認定できませんので、被扶養者の認定取消の手続を行ってください。

注意！

任意継続組合員に加入後、別の健康保険に加入する場合や、家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、資格喪失の申出が必要です。

公務員共済の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方へ

公務員共済の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方が**一般組合員の資格を取得又は喪失**する場合には、手続きが必要です。

一般組合員の資格を取得する場合

一般組合員の資格を取得する場合(※)は、「**年金受給権者再就職届書**」の提出が必要です。年金証書の原本を添付し、所属所の証明を受けて広島支部に提出してください。

※ 一般組合員の資格を取得する場合の例

- ・再任用フルタイム職員として再就職したとき
- ・臨時的任用職員から任期付職員になったとき



一般組合員の資格を喪失する場合

退職等により**一般組合員の資格を喪失**する場合(※)は、年金額の改定や、在職による支給停止を解除する手続きが必要です。この手続きを「退職改定」と言います。

手続き書類を案内しますので、年金受給権者の方が一般組合員の資格を喪失する場合は、**長期給付係へ連絡してください。**

※ 一般組合員の資格を喪失する場合の例

- ・再任用フルタイム職員から再任用短時間職員になったとき
- ・再任用フルタイム職員から臨時的任用職員になったとき
- ・任期付職員から臨時的任用職員になったとき



○ 退職改定処理の完了時期

退職改定処理は、**退職後、概ね5～6か月後に完了**します。退職改定処理が完了するまでは、在職停止が解除されていない状態で年金が支給されます。退職改定に伴い発生する差額については、退職改定処理が完了次第に送金します。

例：令和6年3月31日退職の場合

令和6年3～4月	退職改定に係る書類の提出
令和6年4月15日	在職停止が解除されていない状態で年金支給
令和6年6月15日	
令和6年8～9月頃	退職改定処理が完了。令和6年4月以降の改定後の年金額との差額を送金

※ 事務処理の都合上、令和6年6月に当共済組合本部から送付される「年金額改定通知書」には「在職停止中」と記載されますが、退職改定処理が完了次第、改定後の金額を記載した「年金額改定通知書」が届きます。

特別支給の老齢厚生年金を未だ請求していない方へ

64歳までの特別支給の老齢厚生年金は、自身の支給開始年齢に到達した時点で請求することとされています(**繰下げて増額することはできません。また、請求時効があります。**)。

特別支給の老齢厚生年金の決定には通常5～6か月かかります。また、年金の決定にあわせて退職改定の処理を行う場合は、初回の支給まで通常よりお時間を頂くようになっています。

退職後の年金を速やかに受け取るためにも、未だ請求していない方は早めの手続きをお願いします。

1月から3月の入学に係る教育貸付けの申込み締切の特例

共済組合の貸付けは、毎月20日（休日（注）の場合は翌日）必着の締切で、翌月の22日（休日（注）の場合は翌日）送金となっていますが、**1月から3月の入学に係る教育貸付けのみ、送金月の1日（休日（注）の場合は翌日）が締切**です。

- 令和6年1月22日（月）送金の場合・・・締切は令和6年1月4日（木）必着
- 令和6年2月22日（木）送金の場合・・・締切は令和6年2月1日（木）必着
- 令和6年3月22日（金）送金の場合・・・締切は令和6年3月1日（金）必着

対象になるのは入学費用に係る教育貸付けのみ。
義務教育学校も教育貸付けの対象になったので、ぜひ御利用ください！



※ 退職時の貸付金の取り扱いは11月号に掲載済みです

（注）「休日」とは、次の日を指します。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（①、②を除く）

「健康づくり宣言」に参加されている皆様へ



健康管理係
(082) 513-4956

参加されている方は、残りの取組期間も頑張りましょう！また、今年度は参加されていない方も、健康づくりを意識していただき、免疫力の向上や寒い冬を乗り越える体づくりを行いましょ！そして、ぜひ来年度の健康づくり宣言に参加してみてください！



報告書の提出について

取組期間については、各自で10月1日から1月31日までのうち、継続した90日以上期間を設定していただいています。取組期間が終了されたら、「報告書」を次の方法により御提出ください。

1 「報告書」のダウンロード

広島支部ホームページよりダウンロードしてください。

広島支部トップページ > 厚生サービスを利用する > 健康づくり > 健康づくり宣言

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/kanri/kenkodukurisengen/index.html>



2 提出先及び提出期限

以下のいずれかの方法により**令和6年2月20日（火）**までに提出してください。

郵 送：〒730-8514 広島市中区基町9-42 公立学校共済組合広島支部 健康管理係 宛

FAX：082-211-3353

電子申請システム：https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14379



健康管理係
(082) 513-4956

公立学校共済組合中国中央病院の心理専門職からひとこと

～あなたの気持ちを話してみませんか～



普段、皆さんは、何か心が動かされるような出来事を経験したときには、「ねえねえ、こんなことがあってね・・・」と誰かに話をしていませんか。そして、相手に「うんうん、そうだね」と聞いてもらっているうちに、心が落ち着いてきた！という体験はないでしょうか。私達の心は、話すことで開放され、整理されてきます。つまり、話すことが、有効な心のセルフケアになっているのです。ただ、つらい出来事については、人に話せず、一人で抱えていることもあるかと思えます。そんなときには、話を聞くプロである心理士やカウンセラーに話をしてみるもの良いですね。心が少し楽になるかもしれません。

中国中央病院ではメンタルヘルス相談（面接・電話）を実施しています。「ちょっと話してみようかな」と思われた方は、是非御連絡ください。皆様の御利用をお待ちしています。

日 時：毎週月曜日～金曜日（祝日は除く） 9:30～17:00

利用対象者：組合員及びその被扶養者

相談場所：公立学校共済組合中国中央病院（福山市御幸町大字上岩成 148-13）

電話番号：(084) 970-2121 「メンタルヘルス相談予約」とお伝えください。



芸術・文化鑑賞招待

申込資格	公立学校共済組合広島支部の組合員（希望があれば、 御家族1人 の同伴ができます。） ※ 申込時及び招待日に組合員資格のある方 （任意継続組合員を除く。）
申込方法	<p>広島県電子申請システムから申し込んでください。</p> <p>広島支部ホームページから広島県電子申請システムの申込ページにアクセスできます。</p> <p>申込ページ：広島支部HP→厚生サービスを利用する→宿泊、観戦・鑑賞招待など →プロスポーツ観戦/芸術・文化鑑賞招待</p> <p>https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/reflesh/kansen/index.html</p> <p>※ 郵送での申込も可能です。（上記申込ページ内の申込書様式を使用） ※ 同一カード番号で複数の申込みはできません。 ※ 申込みの際にいただいた個人情報は、この事業の実施以外には使用しません。</p>
招待者の決定方法	申込者が多数の場合は、抽選により招待者を決定します。 （抽選もれの方にはお知らせしません。あらかじめ御了承ください。）
招待券の送付方法	招待券は、申込締切日の月末までに 組合員宛てで所属所 にお送りします。 ※ 催物によっては、送付が遅れることもあります。
その他	※ 最新の情報は、支部ホームページに掲載します。 当選された方は、必ず、主催者のホームページ等で開催状況を確認して御参加ください。



◇芸術・文化鑑賞招待事業◇

カード番号	招待事業内容
A08	<p>広島交響楽団 第30回福山定期演奏会</p> <p style="text-align: right;">招待人数 40名</p> <p>スタイリッシュでありながら正統派なディレクションで聴かせる現田茂夫との30回目の節目を飾るカラフルなプログラムです。生誕110周年を迎える小山清茂。「管弦楽のための木挽歌」は日本的な素材による巧みなオーケストレーションを作風とした小山の代表作。厚みのある音楽づくりで聴かせる辻彩奈との王道のベートーヴェンの協奏曲は名演を予感させる組み合わせ。管弦楽法の大家リムスキー＝コルサコフが夢物語を巧みに描いたシェエラザードはオーケストラ奏者の名人芸も楽しみです。</p> <p>開催日：2月18日（日）15：00開演（14：15開場） 会場：ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ 指揮：現田茂夫 ヴァイオリン：辻彩奈</p> <p>《曲目》 小山清茂：管弦楽のための木挽歌 ベートーヴェン：ヴァイオリン協奏曲二長調作品61 リムスキー＝コルサコフ：交響組曲「シェエラザード」作品35</p>
	<p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: right; border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">締切迫る！！</p> <p style="text-align: right;">申込締切日 1月22日（月）必着</p>

互助組合の退会手続きはどうするの？

当互助組合では、退職、異動及び任用形態の変更により、共済組合員証を返納した場合や、共済組合員証番号が変更されるような場合は、退会手続きを行うことになります。

下記のフロー図に沿って、必要な書類を提出してください。請求書等の様式は、[互助組合ホームページ](#)「様式ダウンロード集」からダウンロードできます。

また、次頁から書類の内容を説明しますが、[互助組合ホームページ](#)「退職予定の方へ」では、退職に係る手続きの説明資料（音声あり・音声なし）を掲載していますので、そちらもぜひ御覧ください。

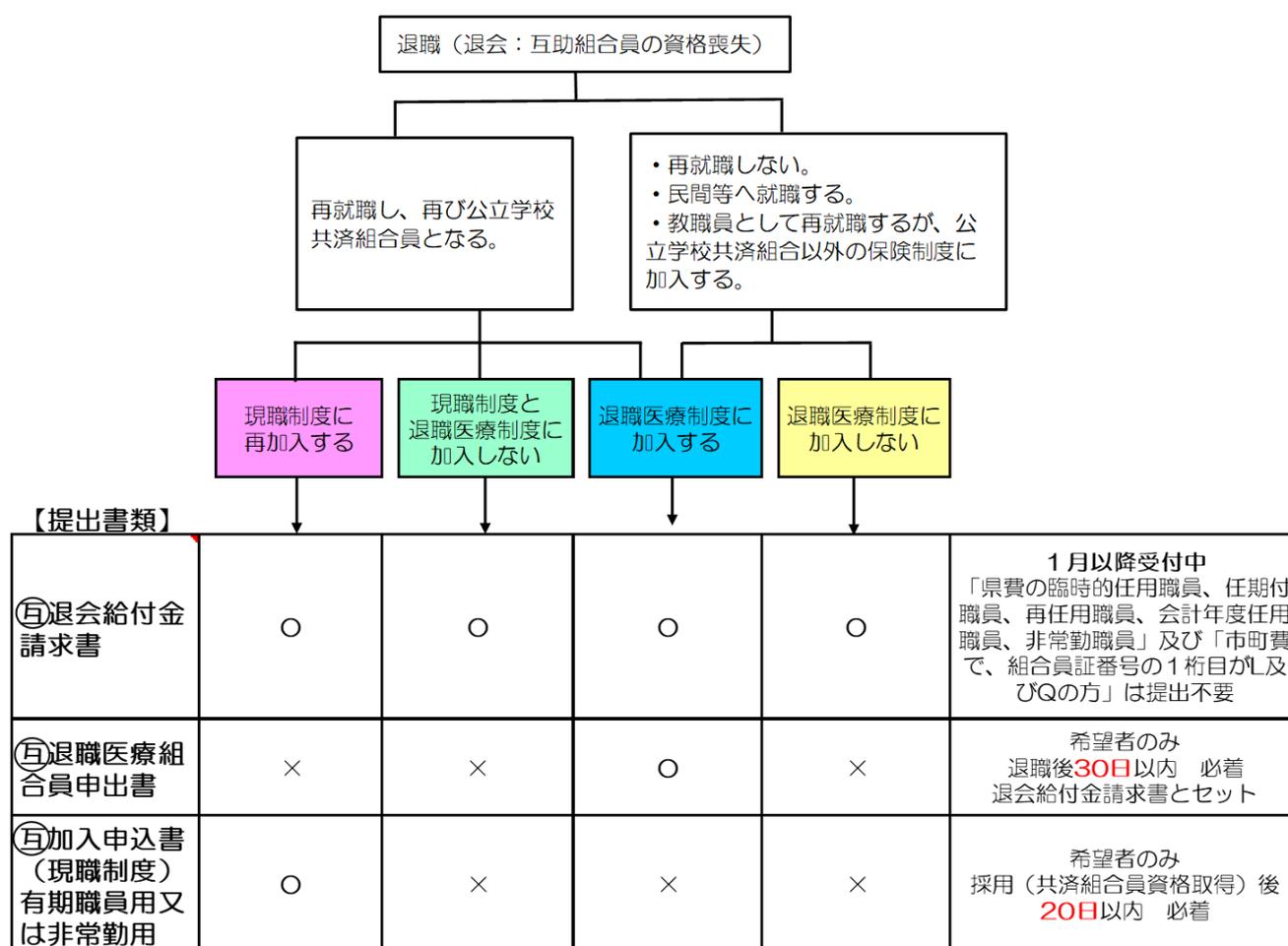
【フロー図の見方（例）】

Aさんの場合 ▶ 退職後、**再就職し、再び公立学校共済組合員となる**ため、互助組合の**現職制度に再加入**したい。

- 1 ピンクの枠から伸びる「↓」を参照。
- 2 提出書類は「㊦退会給付金請求書」と「㊧加入申込書（現職制度）有期職員用又は非常勤用」。
- 3 提出期限等：（1）「㊦退会給付金請求書」を令和6年1月以降提出。
（2）「㊧加入申込書（現職制度）有期職員用又は非常勤用」を任用開始日から20日以内。

Bさんの場合 ▶ 退職後、**再就職せず、退職医療制度に加入**したい。

- 1 青い枠から伸びる「↓」を参照。
- 2 提出書類は「㊦退会給付金請求書」と「㊨退職医療組合員申出書」。
- 3 提出期限：「㊦退会給付金請求書」と「㊨退職医療組合員申出書」をセットにして、退職後30日以内。



※ 現職制度と退職医療制度は、重複加入できません。

㊦ 退会給付金請求書 ～給付金を受給しましょう～

組合員が退職（組合員資格を喪失又は共済組合員証番号の変更を含む。）した場合は、「㊦退会給付金請求書」を提出してください。提出することで、退会給付金が支給されます。

※ 退会給付金額は、互助組合の加入期間等により個人差があります。

1 提出方法

- (1) [互助組合のホームページ](#)から「㊦退会給付金請求書」をダウンロード
- (2) 給付金受取口座の通帳のコピーを貼付して、互助組合に提出

2 注意事項

「県費の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費で組合員証番号の1桁目が「L」又は「Q」の方」は提出不要です。

上記以外の方は、退職後に再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務される場合も必ず提出してください。

㊧ 退職医療組合員申出書 ～退職後の「退職医療制度」に加入しませんか～

「退職医療制度」は、退職後の生活をサポートするために、退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業を実施する任意加入の終身制度です。

民間の保険とは異なり、風邪等で病院を受診しても、歯科で治療しても、健康保険による受診であれば、自己負担3割の方で2割が給付され、実質、自己負担が1割となります。

加えて、入院や調剤薬局で処方された薬も給付の対象となります。

定年退職だけでなく、任用形態に関わらず、互助組合に加入していた方はどなたでも45歳以上の方であれば、退職医療制度に加入できます。

退職後に医療費の補助を受けることのできる制度は他にはありませんので、ぜひ、加入していただき、退職後の生活にお役立てください。



1 加入するには

加入資格	互助組合員で、退職日の翌日の年齢が45歳以上の人（任用形態は問いません。）						
加入申込方法	退職日の翌日から30日以内に、給付金受取口座の通帳のコピーを貼付した「㊦退職医療組合員申出書」を提出 このとき、退会給付金の受給対象者は「㊦退会給付金請求書」とセットで提出						
掛金納入	退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金を加入時に一括納入 退職時に給付される「退会給付金」を「基準掛金」に充当します。 ※ 退会給付金の対象外の方は、基準掛金全額を一括納入 なお、その場合は「㊦退職医療組合員申出書」のみを提出 $\boxed{\text{退会給付金}} - \boxed{\text{基準掛金}} = \boxed{\text{差引額}}$ ●差引額が（+）の場合→超過額を給付 ●差引額が（-）の場合→不足額を納入						
基準掛金額表	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	
	45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000	
	46	1,656,000	55	983,000	64	442,000	
	47	1,584,000	56	917,000	65	389,000	
	48	1,514,000	57	853,000	66	328,000	
	49	1,447,000	58	791,000	67	269,000	
	50	1,382,000	59	732,000	68	212,000	
	51	1,297,000	60	675,000	69	156,000	
	52	1,214,000	61	614,000			
	53	1,134,000	62	554,000			

2 事業内容

療養補助金	医療費総額（保険適用）の2割を70歳に達する年度末まで給付 ※ 1医療機関で1か月の診療に対する限度額63,600円 ※ 自己負担額が保険診療総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付
慶 祝 金	70歳以上の長寿年齢に達した時にお祝い金を給付 70歳1万円、77歳2万円、80歳3万円、88歳5万円、90歳5万円、99歳5万円
死 亡 弔 慰 金	組合員が死亡した時、遺族に給付（加入期間に応じて、2万円～20万円）
人間ドック助成	1日人間ドック費用のうち、12,000円を助成（県内18健診機関）
入 院 助 成 金	7日間以上入院した時、1日1,000円助成（1年度最高60日分60,000円まで）
広 報 紙	「互助だより」を全組合員に発行（事業案内、人間ドック募集等）

※ 療養補助金事業以外は終身御利用できます。

※ 請求払になりますので、現職制度のような自動給付ではありません。

※ これは令和5年度の事業内容です。

少子化に伴う現職組合員の減少による加入者の減少、退職組合員の高齢化に伴う給付額の変化、超低金利の長期化等、近年の退職医療制度を取り巻く環境は厳しくなっており、現在、事業内容等の見直しを検討しています。

退職される皆様におかれましては、退職医療制度の状況を御理解の上、加入について御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

㊦加入申込書（現職制度）有期職員用又は非常勤用 ～再加入したい場合は必須書類です～

退職（退会）後に、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務し、公立学校共済組合員資格を取得する方は、再度、互助組合の現職制度に加入することができます。

加入を希望される方は、「㊦加入申込書」を提出してください。

また、公立学校共済組合員証番号が変更された場合や、期間を空けて採用された場合も、その都度加入申込書の提出が必要です。

なお、退職医療制度の加入者は、現職制度に加入できません。

1 提出方法

(1) [互助組合のホームページ](#)から「㊦加入申込書」をダウンロード

※ 加入申込書の様式は3種類ありますが、短時間勤務会計年度任用職員は「㊦加入申込書 短時間勤務会計年度任用職員」を、その他の職員は「㊦加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等有期職員」をダウンロードしてください。

(2) 所属長の署名を受けて、**任用開始日から20日以内に互助組合に提出（必着）**

2 注意事項

(1) 加入申込書は、郵便事情を考慮して早めに送付し、20日以内に確実に当互助組合へ到着できるようにしてください。

(2) 加入申込書の提出が必要なのかわからない場合は、20日以内に提出できるように早めに互助組合に照会等してください。

ただし、共済組合が組合員資格を認定している関係上、当互助組合での判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

